

日本骨髄腫学会奨励賞 規約

2024年12月16日

- 1、日本骨髄腫学会奨励賞による研究活動助成は、日本骨髄腫学会賞等選考委員会の審査報告に基づいて理事会で承認決定する。
- 2、奨励賞に応募された研究は、日本骨髄腫学会賞等選考委員会が審査しスコアを付け、理事会に報告する。
- 3、審査委員は自身の研究室から応募している研究および自身と関係の深い研究の審査は行わない。該当研究以外の審査は行う。4段階の評価票を用いて評価を行う。
- 4、奨励賞に応募できる研究者は、満45歳未満の日本骨髄腫学会員で、公募期間内に所定の申請用紙に必要事項を記入し、事務局に申請する。
- 5、基礎的分野、臨床分野、2研究程度を助成する。
- 6、研究助成金の額は委員会で決定する。
- 7、受賞者は助成決定後学会誌に研究計画の要旨を掲載し、発表の際は日本骨髄腫学会奨励賞の助成を受けたことを明記する。また、当該年度終了後1年以内に研究結果と会計報告を報告する。但し、報告書は研究結果の主な内容が含まれる論文があり本助成を受けている事を明記してあれば報告書の代替を可とする。
- 8、募集期間 2024年12月18日(木)～2025年1月22日(水)
- 9、日本骨髄腫学会奨励賞に関連する事項については、理事会で決定する。